

特約固定
3年・5年・10
年を選択され
ているお客様

JA 淡路日の出



～特約期間終了後について～

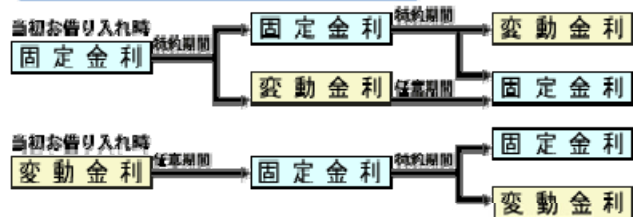
毎度ご利用いただきましてありがとうございます。ご契約していただいております住宅ローンにつきまして、約定の特約期間が終了いたしますことをご案内申し上げます。つきましては、金利種類を選択の上、下記の手続き書類が必要となりますので、ご用意の程よろしくお願い申し上げます。手続きにつきましては、店頭でのお手続きになりますのでご来店の日をあらかじめ担当者へお伝え下さい。なお、再度特約固定（3・5・10年）に選択希望の場合は特約期限終了日までに手続きされますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和7年 10月 1日現在

マイカー・教育・リフォームなど各種ローンを取り扱っております。お気軽にご相談ください。

金利タイプ	期間	基準金利	お取引引下げ金利	選択金利タイプ
変動金利	短プラ	2.875%	実行時の引下げ限度内	変動金利(短プラ)／ 特約固定(3・5・10年) の いずれかを選択
特約固定	3年固定	4.300%		
	5年固定	4.500%		
	10年固定	4.800%		

固定金利および変動金利の選択パターン



基準
金利

— お取引引下げ金利

= 適用金利

※申込受付された日以降、最初に到来する約定返済日翌日の当JA所定の短期プライムレート連動型住宅ローンの店頭基準金利を採用します。
※基準金利は毎月見直しがございます。お申し込みにあたっては念のため窓口にご相談ください。

特約期間終了後に必要になるものについて



[特約固定(3年、5年、10年)を選択される方へ]

ご用意いただく物

1. 印鑑登録証明書(原本)
2. 実印
3. 固定金利に関する特約書(JAがご用意いたします。)
4. ローン特約期間申請書(JAがご用意いたします。)
5. 引下げ金利確認書(JAがご用意いたします。)

※連帯債務者ならびに連帯保証人がある場合にも手続きがあります。印鑑登録証明書も必要になります。

[変動金利(短プラ)を選択される方へ]

特約期限終了後、自動的に変動金利(短プラ)に変更となります。但しJAでの取引内容により金利引下げが可能となりますので、左記の特約固定の1、2と引下げ金利申請書が必要となります。

Check

※特約期限終了後の手続きには手数料はかかりません。ただし、特約固定を選択の場合は印紙代、印鑑登録証明書が必要になりますので実費負担になります。

※手続きについては多少お時間がかかる(申請制度)ことがありますのであらかじめご了承ください。

《お申込・お問い合わせ・ご相談は》JA 淡路日の出 各支店窓口まで



JA 淡路日の出

本店(融資推進課) 0799-62-6200

洲本支店 22-1120 洲本本町店 23-1130 津名支店 62-0936

東浦淡路支店 74-3321 北淡支店 82-1234 一宮支店 85-0011

五色支店 35-0301



©よりぞう

ホームページ <https://www.ja-awajihinode.com/> Eメール hnd.sunrise@jamil.hyogo.jp